

[事案 20-69] 入院給付金請求

- ・平成 21 年 3 月 5 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 10 月 27 日 裁定終了

< 事案の概要 >

脳出血で 3 回にわたり 3 つの病院に通算 300 日を超えて入院したが、同一疾病の継続入院として 1 入院限度日数(120 日)しか支払われないことを不服として申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

母は平成 16 年 8 月 21 日に脳内出血を発症し、下記入院をし(以下「入院 」、「入院 」、「入院 」という。) この間、17 年 6 月 2 日に糖尿病を発症し、同年 6 月下旬に死亡した。

脳出血と診断され、平成 16 年 8 月 21 日～同年 10 月 19 日までの 56 日間(不担保の 4 日間を除く) A 病院に入院

脳出血、左片麻痺と診断され、平成 16 年 10 月 19 日～同年 12 月 21 日までの 63 日間(10 月 19 日の 1 日を除く) B 病院に入院

脳出血、糖尿病と診断され、平成 16 年 12 月 21 日～同 17 年 6 月 26 日までの 187 日間(12 月 21 日の 1 日を除く) C 病院に入院。17 年 6 月 2 日に糖尿病を発症し、6 月下旬に急性肺炎により死亡。

平成 19 年 7 月、保険会社から 16 年 10 月～12 月の入院について連絡を受け、疾病入院特約(入院限度日数 120 日)と成人病入院特約(同)にもとづき、入院 について 120 日分の入院給付金を請求したところ、保険会社は、約款規定により、入院 と入院 は、同一の疾病による継続した入院であり、入院 ・入院 に対しすでに 119 日分(入院日数 123 日 - 不担保 4 日)の疾病入院給付金及び成人病入院給付金を支払っており、入院 については 12 月 21 日、1 日分しか支払えないと言う。

しかし、C 病院における糖尿病発病は脳出血による併発とは言えず、内容的に同等の約款にもとづいて他社から入院 についても 120 日分の入院給付金が支払われており、納得出来ない。入院 についても 120 日分の入院給付金を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

入院 について、120 日分の疾病入院給付金、成人病入院給付金を支払うことは、下記により応ずることは出来ない。

- (1) 当社の疾病入院特約約款では、「入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。」と規定している。(成人病入院特約についても同様に規定)。C 病院での入院の原因は、糖尿病については、検査で判明したのが 17 年 6 月 2 日と入院後であり、脳出血によるものと判断する。
- (2) 同一の疾病による 1 回の入院(1 回の入院とみなされる 2 回以上の入院を含む)の支払限度日数は、120 日となっており、A 病院と B 病院の入院で 119 日分を支払っており、C 病院の入院に対する支払いは 1 日分となる。
- (3) 同じ疾病で他社が給付金を支払ったとしても、約款や査定は保険会社によって異なるため、当社が入院給付金を支払わなければならない理由にはならない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社より提出された書類等にもとづいて審理した結果、下記理由により申立人の請求を認めることは出来ず、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1)入院 については、診断書によれば、平成 16 年 12 月 21 日に脳出血で入院を開始し、その入院中である 17 年 6 月 2 日に糖尿病の診断を受け、糖尿病を併発しているが、各保険約款によると、入院 は入院開始の直接の原因となった脳出血により継続して入院したものとみなされる。

したがって、被保険者は各入院給付金の請求に関しては、入院 から入院 までの全入院期間（306 日間）について、脳出血による入院をしていることになる。

(2)入院 ないし入院 は、脳出血という同一の疾病を直接の原因としていることは前項のとおりであり、いずれの入院も 20 日以上入院であるから、保険会社は、入院 の入院 5 6 日、入院 の入院 6 3 日、入院 の入院 1 日の合計 120 日分の各入院給付金を支払わなければならないが、すでにその支払いを終えている。

(3) 申立人は、入院 において、後に発症した糖尿病と先に発症していた脳出血とは因果関係がなく、糖尿病は脳出血から併発した疾病とは言えないと主張するが、「併発」とは、単に時期を同じくして発症するという意味であって、2つの疾病の間に因果関係があるか否かによって判断するものではない。

また、申立人は、入院 はリハビリテーション（機能回復）のためになされたものであり、脳出血の治療のためではないと主張するが、入院 の診断書の「入院の原因となった傷病名」欄には脳出血と記載されており、また麻痺等の機能不全は脳出血を原因とするものであるから、入院 も脳出血を直接の原因とする入院であったことは明らかである。

(4) 申立人は、他社の契約において入院給付金が支払われたことを主張するが、約款に基づく支払の可否の決定は、各社ごとの判断によるものであるから、各社の判断に違いが生じることはやむを得ない事態であり、当審査会の判断を左右するものではない。